

人事行政の運営の状況について(令和6年度)

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数について

令和5年度採用	事務職	5人
	技術職	0人

(2)退職者数について

令和5年度退職	定年退職	0人
	勸奨・その他	4人

(3)職員数について

(単位:人)

区 分		職員数		増 減	主な増減理由
		R5.4.1	R6.4.1		
一般行政部門	議 会	3	3		
	総 務	24	24		
	税 務	6	7	1	退職予定者補充による増
	民 生	8	8		
	衛 生	5	5		
	農林水産	8	7	▲ 1	公営企業会計へ移行による減
	商 工	4	4		
	土 木	7	6	▲ 1	公営企業会計へ移行による減
	小 計	65	64	▲ 1	
特別行政部門	教 育	13	15	2	退職者補充による増
	小 計	13	15	2	
公営企業等 会計部門	水 道	1	2	1	公営企業会計へ移行による増
	下 水	2	3	1	公営企業会計へ移行による増
	その他	6	6		
	小 計	9	11	2	
合 計		87	90	3	

(4)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額(円)	最高号級の給料月額(円)
6級	総括参事、参事、会計管理者、議会事務局長、課長、室長、専門員	15	16.7	323,100	411,300
5級	課長補佐、室長補佐、主幹	15	16.7	295,400	394,000
4級	係長	13	14.4	271,600	382,000
3級	主任	10	11.1	240,900	351,000
2級	主事	23	25.5	208,000	305,200
1級	主事	14	15.6	162,100	249,400

(注)1. 九度山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(5)職員の採用試験及び選考に関すること

令和5年度 職員採用試験実施状況(試験日:令和5年9月17日)

試験区分	採用募集人員	応募者数	受験者数	採用者数
一般事務職(大学卒業程度)	} 若干名	13人	12人	4人
一般事務職(高校卒業程度)		1人	1人	0人
土木・建築技術職(大学卒業程度)	} 若干名	1人	0人	0人
土木・建築技術職(高校卒業程度)		0人	0人	0人

令和5年度 職員採用試験実施状況(試験日:令和5年12月17日)

試験区分	採用募集人員	応募者数	受験者数	採用者数
土木・建築技術職(大学卒業程度)	} 若干名	1人	1人	0人
土木・建築技術職(高校卒業程度)		0人	0人	0人
社会福祉士	若干名	2人	2人	1人

令和5年度 職員採用試験実施状況(試験日:令和6年2月3日)

試験区分	採用募集人員	応募者数	受験者数	採用者数
幼稚園教諭	若干名	1人	1人	1人

2. 人事評価の状況

(1)評価者と被評価者

被評価者	評価補助者	1次評価者	2次評価者
課長級	—	総括参事・教育長	—
課長補佐級	—	課長級	総括参事・教育長
係長級以下	課長補佐級	課長級	総括参事・教育長

(2)評価期間

業績評価: 4月1日から翌年3月31日

能力・態度評価: 4月1日から翌年3月31日

3. 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (1月1日現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
令和5年度	人 3,888	千円 4,376,396	千円 719,174	% 18.7
令和4年度	人 3,840	千円 4,114,561	千円 771,172	% 18.5

(注)人件費には特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2)職員給料費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給与費				一人当たり の給与費 (B/A)
	A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 78	千円 274,413	千円 36,529	千円 108,460	千円 419,402	千円 5,377
令和4年度	人 80	千円 291,564	千円 43,570	千円 113,697	千円 448,831	千円 5,610

(3)職員手当の状況

区 分	九度山町	国
期末手当 勤勉手当	(5年度支給割合) 期末 勤勉 6月期 12月期 計 1.20月分 1.25月分 2.45月分 1.00月分 1.05月分 2.05月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(5年度支給割合) 同 左
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他加算措置 定年前早期退職 特例措置(2～45%加算)	同 左
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳から満22歳までの間(特定期間)の子 がある場合の加算 1人につき 5,000円	同 左

区 分	九度山町	国
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃27,000円を超える場合 (家賃－27,000円)×1/2+11,000円 ※その控除した額の1/2が17,000円を 超えるときは、17,000円	同 左
通勤手当	交通機関支給限度・・・月55,000円 交通用具・・・片道2kmから60km以上までの 14区間を月額2,300円から31,600円まで	交通機関支給限度・・・月55,000円 交通用具・・・片道60km以上までの 13区間を月額2,000円から31,600円まで
管理職手当	総括参事・・・月額57,000円 参事、会計管理者・・・月額40,000円 課長、室長、センター長、議会事務局長、教育 次長、専門員、公民館長(常勤) ・・・月額32,000円 課長補佐、室長補佐、主幹、指導主事、 幼稚園主任・・・月額23,000円	行政職俸給表(一)の職務の級により定額支 給 ・・・46,300円～139,300円
休日勤務手当	1時間当たり給与額に100分の125～100分 の150の範囲内	同 左
宿日直手当	1回あたり 日直勤務及び宿直勤務 4,400円 12月29日から1月3日までは1回につき 3,600円を加算	1回あたり勤務内容に応じて日直勤務及び 宿直勤務 4,400円から7,400円を支給

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	20.0 %
	支給実績職員1人当たり平均支給年額	6,750 円
	【支給対象業務】	【支給単価】
	町税事務に従事する職員	1日につき300円
	感染症等防疫作業に従事する職員	1日につき1,000円
	行路病死等における処置に従事した職員	1回につき2,000円の範囲内
	動物の死体処理(捕獲を含む。)に従事した職員	1回につき1,000円の範囲内
	火災出動業務に従事した職員	1回につき500円 (午後10時以降は1,000円)
	精神衛生業務に従事した職員	1回につき1,000円
	狂犬病予防事務及びゴミ処理に従事した職員	1日につき300円
時間外勤務手当	支給総額	10,707 千円
	支給対象職員1人当たり支給年額	198 千円

(4)ラスパイレス指数の状況

区 分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般行政職	93.6	94.1	93.8	97.1	96.6

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表します。

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間等について

■勤務時間:8時30分から17時15分まで。

休憩時間を除く、1日当たり7時間45分勤務。週38時間45分勤務。

なお、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。

■週 休 日:土曜日、日曜日。

■休 日:国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)。

■休憩時間:12時から13時までの1時間。

(2)休暇制度等について

■年次有給休暇:1年につき20日間付与。新規採用者(4月採用)は15日間付与。

令和5年職員の平均取得日数は4.7日。

■病気休暇:負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。

公務に該当する場合は療養に必要とする期間、私傷病に該当する場合は90日以内。

■特別休暇:結婚、出産、忌引など特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇。

■介護休暇:職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。

■育児休暇:職員は小学校就学前の子を養育するため、小学校に就学するまで育児休業をすることができる。

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

【分限処分者数】(令和5年度)

処分の種類 処分の具体的事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	1人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により職廃、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

【懲戒処分者数】(令和5年度)

処分の種類 処分の具体的事由	戒告等	減給	停職	免職	合計
一般服務 違反関係	信用失墜行為	1人	0人	0人	0人
	職務専念義務違反	0人	0人	0人	0人
	その他	1人	0人	0人	2人
道路交通法 違反	職務執行中	0人	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

6. 職員の服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員にさまざまな義務が課せられています。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

昨年度、服務義務違反により処罰された事件はありませんでした。

7. 職員の研修の状況

「時代のニーズに対応した政策策定とその遂行能力の開発を行うための職員研修」を基本方針に掲げ取り組みを行っています。

(1) 和歌山県市町村職員研修協議会

一般研修

課程名	参加者数
管理者研修	2人
監督者二次研修	0人
監督者一次研修	0人
一般職員二次研修	7人
一般職員一次研修	2人
新規採用職員研修	4人

専門研修

課程名	参加者数
法制執務研修(基本編)	3人
タイムマネジメント研修	1人
Excel基礎研修	1人
Excel応用研修	1人

特別研修

課程名	参加者数

(2) 職場研修

全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施。

全職員を対象に人事評価制度研修を実施。

新規採用職員を対象に文書事務研修を実施。

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況(令和5年度)

区 分	受診者数	内 容 等
人間ドック	8人	医療機関等が実施する総合健診(30歳以上の希望者)
定期健康診断	73人	町が実施する健康診断

(2) 公務災害補償制度(令和5年度)

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 和歌山県支部	0件	

9. 公平委員会に係る業務に関すること(九度山町公平委員会)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度 該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和5年度 該当なし